

雇児保発第0822001号
平成19年8月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所保育料の徴収状況に関する調査の結果について（通知）

保育所の保育料については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定により市町村において保育料の決定及び徴収が行われているところであるが、最近、保育料の滞納について市町村が対応に苦慮している事例が多く伝えられていることから、厚生労働省では、平成19年6月5日付け雇児保発第0605001号により、地方公共団体の協力を得て、保育所保育料の徴収状況について全国的な調査を実施した。

このたび、別添1のとおり、標記調査の結果を取りまとめたので、通知する。

本調査結果によれば、全国の市町村における平成18年度中の保育所保育料の滞納額は約89.7億円（保育料総額の1.9%）、滞納者数は約8.6万人（保護者総数の3.7%）に上っていることが明らかとなった。また、過去5カ年において、保育料の滞納が増加する傾向にあり、その理由としては、保護者の責任感・規範意識の問題であるとの回答が多数に上った。

保育所における児童の保育に要する費用については、公費と保護者の負担で賄われているため、保育料の滞納は、保育料を納めている保護者との公平性の問題はもとより、市町村の他の予算から補填するなど他者に負担が生じたり、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし、保育所に入所する児童の健やかな育成が損なわれるおそれもあるなど、極めて重大な問題である。このような観点から、保護者の方々に応分の負担をしていただくことの必要性について十分に説明し、理解と協力を求めることが必要である。

保育料の徴収業務は、市町村において、保護者の理解と協力を得ながら行われるべきものではあるが、このたびの全国調査の結果を踏まえ、下記のとおり、保育料

の滞納問題への対応についての留意事項を取りまとめたので、十分御了知の上、貴管内市町村等関係方面への周知方をお願いします。

なお、別添2のとおり、総務省から各都道府県の徴税担当部局に対して、地方税の徴収に係る通知が既に発出されているので、併せて留意願いたい。

記

第1 保育料の徴収について

1 徴収について

(1) 相談・納付の呼びかけについて

今回の調査では、保育料の滞納が生じた場合の対応策として、分割納付等の支払方法の変更や、電話・文書・窓口への呼び出し・公営保育所からの呼びかけ・家庭訪問等による納付の呼びかけが、多くの市町村で行われていることが明らかとなった。こうした市町村の対応のうち、公営保育所からの呼びかけや、家庭訪問・職場訪問による呼びかけなど、保護者に直接働きかける手法を取っている場合には特に効果が高いという調査結果が出ている。

更には、児童の送迎時に職員が保育所に出向いて納付の呼びかけを行う取組や、児童手当等の支給を保護者の同意を得て市町村の窓口での支給に変更した上で、手当等の支給時に保育料の納付の呼びかけを行う取組などにより効果を上げている事例も報告されており、これらの事例も参考としつつ、市町村の関係部局及び保育所等との協力を図りながら、適切に対応されたい。

保育料の滞納については、それが長期にわたる場合にはより対応が困難となることが予想されるため、滞納が発生した場合に、早期に相談や納付の呼びかけを行うとともに、滞納状況を的確に把握しておくなど、初期段階での対応を強化することが望ましい。市町村においては、国民健康保険料、介護保険料など他の公金について積極的な債権回収に取り組んでいる部局もあると考えられることから、そのような他部局における取組も参考にしながら、積極的に対応されたい。

(2) 滞納処分等について

児童福祉法により、保育所の保育料について、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされている。今回の調査では、1,500を超える市町村が、滞納者に対し督促状の送付を行ったことがあると回答し、財産の差押等を実行した市町村の数は80件程度となっている。

長期滞納者に対しては継続的な対応が必要であり、保育料を納付できないという正当な事由がなく、再三にわたる納付の呼びかけを行ってもなお保育料を

納めない保護者については、徴税担当部局等との連携を図りながら、財産調査及び差押等の滞納処分を含めた対応を図られたい。

2 保育料の徴収業務の民間委託について

(1) 保育料の徴収業務の民間委託に係る基本原則

保育料の収納の事務については、児童福祉法第56条第4項において、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に、私人に委託することができることとなっている。

また、今回の調査では、自主的納付の呼びかけについて民間事業者に業務委託を行った市町村においては、高い効果が上がっているとの結果が得られた。

保育料の滞納に関しては、市町村の職員自らがこれまで以上に徴収業務に努めることに加え、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することを通じて、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることが必要になっている。

保育料の徴収業務のうち、相手方の意に反して行う財産調査や差押等の滞納処分については、地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定されていることから、そのような強制処分を包括的に民間事業者に委託することはできない。ただし、当該強制処分に関連する補助的な業務を民間委託することまで禁じられているものではないので、ご留意願いたい。

市町村の判断により、民間委託が可能である業務の例は、(2)の通りであるので、これを参考とされたい。

なお、保育料の徴収業務について民間事業者の活用を検討する場合には、個人情報保護に遺漏を生じることがないように、特段の配慮と慎重な取扱いが必要である。このため、民間事業者への業務委託を行う際には、各市町村の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、当該業務の内容に応じ、情報の他用途利用の禁止、委託業務の再委託の禁止を徹底することなどにより、情報の厳正な取扱いが確保されるよう、十分に留意されたい。

(2) 民間委託が可能である業務の例

強制処分に当たらない業務についての民間委託の例

- ・滞納者に対する電話や文書による自主的納付の呼びかけ業務（コールセンター業務を含む）
- ・滞納者宅への訪問による自主的納付の呼びかけ業務（収納業務を含む）
- ・コンビニエンスストアによる収納業務
- ・居所不明者に係る住所等の調査業務（近隣住民への任意の聞き取り調査等）

徴税吏員が行う強制処分（公売・差押え・督促・立入調査等）に関連する補助的な業務についての民間委託の例

- ・インターネットオークションによる入札関係業務
- ・不動産公売情報の配布・広報宣伝業務
- ・公売対象となる美術品等の見積価額算出のための鑑定業務
- ・差押動産（自動車、美術品、ワイン等）の専門業者による移送・保管業務
- ・納入通知書・督促状等の印刷・作成・封入等の補助業務

第2 保護者の収入減少等の場合の対応について

今回の調査では、2割程度の市町村が、滞納が増加した主な原因として、保護者の収入減少を挙げている。

市町村においては、個々の世帯ごとに、家計に与える影響を考慮した保育料の決定が行われているが、仮に、前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により世帯の負担能力に著しい変動が生じた場合には、保育料の支払計画等について保護者の相談に応じるとともに、「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」（平成7年3月31日児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知）のとおり、例外措置として、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行って差し支えない。

第3 保育料の滞納問題への取組体制について

今回の調査では、相談・納付の呼びかけの段階から徴税担当部局が業務を行っている例や、児童手当等の担当と連携を図ったり、債権回収を専属的に行う担当課を設置するなどして効果を上げている例が報告された。また、滞納者は他の公金も滞納している場合が多いので、関係部局が一体となって相談・徴収等を行うことが効率的であるとの意見も見られた。

保育料を確実に徴収する観点から、専門的な徴収ノウハウを有する徴税担当部局の活用や、児童手当など他の給付に係る担当部局との連携を図ることは有用と考えられるので、個人情報保護について十分かつ慎重な配慮を行いつつ、市町村の実情に応じ、関係部局等と十分に連携して業務を行うなど取組体制の強化をお願いしたい。

また、滞納者に対しては、保育所の理解を得て保育所において納付を呼びかけることも有用と考えられるので、市町村においては、日頃から保育所と連携を取りつつ、滞納問題に取り組まれない。

第4 保育料を滞納している保護者の児童の処遇について

児童福祉法第24条の規定により、市町村は、保護者の労働、疾病等の事由により、その監護すべき児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない

いこととされている。

従って、保護者が保育料を滞納していた場合に、保育料の滞納を理由として、その児童を強制的に退所させたり、当該児童の弟妹の入所を拒否したりすることは、児童福祉法の解釈上できないものと解される。

市町村によっては、正当な事由なく保護者が滞納を繰り返した場合にその児童を保育所から退所させる旨の規則を定めたり、正当な事由なく数カ月滞納を繰り返した場合に保育所を退所する旨の誓約書を保護者から提出させるなどの対応が見受けられるが、そのような取扱いは、児童福祉法の解釈に照らし、不適當であるため、見直しを図られたい。

しかしながら、正当な事由なく保育料を納めない保護者が少なからずいることは、保育料を納めている保護者との関係で著しく不公平を生じているだけでなく、保育所に入所する児童の処遇にも影響を及ぼすおそれがあるなど極めて問題であり、あくまで保育料の納付について保護者の理解と協力を求めることが基本である。正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局等と連携した納付の呼びかけの取組、更には、財産調査及び差押等の滞納処分を含め、厳格な対応を図られたい。

保育所保育料の徴収状況に関する調査の結果について

調査対象

都道府県、指定都市及び中核市を通じ回答を得た1,808市区町村における平成18年度の保育所保育料の徴収状況(平成19年3月末現在の市区町村数 1,827市区町村)

未回答自治体3、保育所が存在しない自治体16あり

調査実施期間

平成19年6月～7月

1. 保育料の徴収状況

人数			保護者負担額		
保護者数	滞納者数	割合 /	保護者負担総額	滞納額	割合 /
人	人	%	億円	億円	%
2,312,760	85,963	3.7%	4,784.2	89.7	1.9%

人数、保育料について一部不明の自治体あり

2. 保育料の収納方法(複数回答)

区分	実施市区町村数	
現金収納 (納付書による 納付)	市役所等の窓口	1,537
	公営保育所	593
	私営保育所	244
	金融機関	1,571
	その他	203
口座振替	1,574	
その他	71	

3. 保育料滞納額の傾向及びその主な原因

(1) 過去5カ年の滞納額の割合の傾向

区分	市区町村数
増加した	1,019
減少した	545

(2) 滞納が増加した主な原因(単独回答)

(1) で「増加した」を選択した自治体

区分	市区町村数	割合
保護者の責任感・規範意識の問題	672	65.9%
保護者の収入減少	198	19.4%
その他	149	14.6%

その他の例

- ・入所児童が増加したためそれに伴い滞納も増加した
- ・現金徴収から口座振替への変更による保育料支払い義務の意識の薄れ
- ・失業、離婚等による収入減、責任感・規範意識の低下といった複数の要因
- ・滞納初期段階での対応等の取り組み不足や毎月の督促を行っていない等

4. 保育料滞納者に対して行った対応とその効果(複数回答)

(単位:市区町村数)

区分		対応	効果	割合
相談	支払方法変更(現金 口座振替)	554	396	71.5%
	支払方法変更(分割納付)	1,372	1,196	87.2%
	階層認定変更の相談	283	218	77.0%
納付の勧奨	電話による呼びかけ	1,449	1,173	81.0%
	文書による呼びかけ	1,492	1,041	69.8%
	窓口への呼び出し	1,057	905	85.6%
	公営保育所からの呼びかけ	996	891	89.5%
	家庭訪問による呼びかけ	1,136	995	87.6%
	職場訪問による呼びかけ	124	107	86.3%
滞納処分等 (法的措置)	督促状の送付	1,568	1,268	80.9%
	財産調査	115	86	74.8%
	差押等	76	72	94.7%
その他		200	168	84.0%

その他の例

- ・送迎時間に担当職員が保育所へ出向き保護者と面談
- ・連帯保証人を付ける
- ・私営保育所への保育料収納事務の委託
- ・児童手当等の支給を保護者の同意を得て窓口化し、手当等支給時に保育料の支払相談を実施
- ・入所受付時に納付誓約書の提出を依頼
- ・税金等の重複滞納者に対し、徴税担当部局と連携し徴収業務を実施
- ・滞納金を回収する専属の課を設置 等

5. 滞納処分等実施件数

(単位:件)

区分		件数
滞納処分等件数 (法的措置)	督促状の送付	799,408
	財産調査	4,190
	差押等	634

6. 納付の勧奨についての民間委託状況及びその効果

(単位:市区町村数)

区分	委託	効果
私営保育所	125	113
それ以外の民間事業者	3	3

7. その他(地方自治体からの要望等)

- ・滞納を理由とした退所(登所停止)を認めてほしい
- ・保育料の徴収事務(滞納処分)を民間に委託できるようにしてほしい
- ・最近、新聞等により、他の保護者も払っていない、5年で時効になる、滞納しても退所させられないといった報道があり、滞納の増加に繋がっている
- ・徴収業務の経験のない職員が徴収業務を行っているので滞納処分等の研修をやってほしい

保育料徴収状況(都道府県・指定都市・中核市別内訳)

(平成18年度)

	人数			保護者負担額		
	保護者数	滞納者数	割合 /	保護者負担総額	滞納額	割合 /
	人	人	%	億円	億円	%
1 北海道	40,123	2,378	5.9%	82.1	2.8	3.4%
2 青森県	26,777	1,201	4.5%	56.0	1.3	2.4%
3 岩手県	25,997	1,368	5.3%	57.3	1.5	2.6%
4 宮城県	14,848	777	5.2%	36.7	0.7	2.0%
5 秋田県	15,950	429	2.7%	24.9	0.3	1.3%
6 山形県	17,512	751	4.3%	49.6	0.8	1.6%
7 福島県	16,844	745	4.4%	42.7	0.7	1.7%
8 茨城県	56,095	2,217	4.0%	104.8	2.1	2.0%
9 栃木県	21,472	814	3.8%	53.5	0.6	1.2%
10 群馬県	41,276	1,111	2.7%	89.4	0.7	0.8%
11 埼玉県	64,279	3,462	5.4%	152.1	3.0	2.0%
12 千葉県	75,757	2,454	3.2%	137.1	2.4	1.8%
13 東京都	358,711	7,403	2.1%	329.7	10.8	3.3%
14 神奈川県	50,788	1,402	2.8%	74.5	1.4	1.9%
15 新潟県	35,344	1,047	3.0%	95.8	1.1	1.2%
16 富山県	19,905	172	0.9%	49.7	0.1	0.3%
17 石川県	35,225	340	1.0%	64.6	0.3	0.4%
18 福井県	21,746	364	1.7%	60.5	0.2	0.4%
19 山梨県	44,756	1,394	3.1%	49.2	0.7	1.4%
20 長野県	42,612	1,031	2.4%	91.5	0.9	0.9%
21 岐阜県	34,678	901	2.6%	85.8	0.7	0.8%
22 静岡県	33,360	2,944	8.8%	81.8	1.1	1.4%
23 愛知県	104,985	1,482	1.4%	169.5	1.0	0.6%
24 三重県	37,144	1,371	3.7%	88.7	1.1	1.2%
25 滋賀県	40,189	835	2.1%	69.2	0.8	1.2%
26 京都府	20,041	1,023	5.1%	57.8	1.0	1.7%
27 大阪府	61,857	4,128	6.7%	145.6	4.0	2.7%
28 兵庫県	64,154	2,011	3.1%	134.9	2.2	1.6%
29 奈良県	8,600	372	4.3%	15.3	0.3	1.9%
30 和歌山県	12,886	458	3.6%	29.6	0.4	1.4%
31 鳥取県	14,209	568	4.0%	34.4	0.5	1.6%
32 島根県	16,880	755	4.5%	45.3	0.6	1.4%
33 岡山県	14,412	499	3.5%	37.3	0.5	1.3%
34 広島県	23,244	1,044	4.5%	59.9	1.1	1.8%
35 山口県	77,765	1,120	1.4%	48.3	0.6	1.3%
36 徳島県	13,143	298	2.3%	37.7	0.3	0.7%
37 香川県	11,168	132	1.2%	28.7	0.1	0.4%
38 愛媛県	15,598	572	3.7%	45.7	0.5	1.1%
39 高知県	10,767	464	4.3%	31.5	0.4	1.4%
40 福岡県	50,687	3,061	6.0%	128.0	3.3	2.6%
41 佐賀県	17,344	1,163	6.7%	46.0	1.4	3.0%
42 長崎県	23,759	1,454	6.1%	54.0	1.4	2.6%
43 熊本県	36,066	1,358	3.8%	65.4	1.0	1.6%
44 大分県	14,092	644	4.6%	30.6	0.7	2.3%
45 宮崎県	13,225	1,059	8.0%	38.9	1.1	2.9%
46 鹿児島県	22,370	1,272	5.7%	49.7	1.1	2.1%
47 沖縄県	32,098	1,419	4.4%	54.6	0.7	1.3%
小計	1,850,738	63,267	3.4%	3,416.1	60.9	1.8%

	人数			保護者負担額		
	保護者数	滞納者数	割合 /	保護者負担総額	滞納額	割合 /
48 札幌市	16,716	1,155	6.9%	35.3	1.0	2.9%
49 仙台市	12,033	666	5.5%	28.6	0.6	2.2%
50 さいたま市	9,172	490	5.3%	29.2	0.6	2.1%
51 千葉市	9,137	564	6.2%	27.9	0.8	2.8%
52 川崎市	10,220	648	6.3%	38.1	0.6	1.6%
53 横浜市	未回答	未回答	-	96.4	2.2	2.3%
54 新潟市	15,302	658	4.3%	47.5	0.7	1.5%
55 静岡市	9,918	535	5.4%	27.0	0.5	1.9%
56 浜松市	7,406	145	2.0%	24.1	0.1	0.5%
57 名古屋市	25,683	591	2.3%	66.7	0.2	0.4%
58 京都市	26,797	1,999	7.5%	58.1	1.4	2.4%
59 大阪市	41,015	1,960	4.8%	78.8	4.1	5.2%
60 堺市	9,971	627	6.3%	25.8	0.7	2.9%
61 神戸市	未回答	未回答	-	45.3	1.4	3.0%
62 広島市	18,228	860	4.7%	49.2	1.1	2.3%
63 北九州市	14,480	717	5.0%	37.3	0.6	1.6%
64 福岡市	20,065	1,252	6.2%	52.7	1.2	2.3%
小計	246,143	12,867	5.2%	768.1	18.0	2.3%
65 函館市	4,219	485	11.5%	7.3	0.6	8.8%
66 旭川市	3,119	418	13.4%	7.4	0.4	5.7%
67 青森市	6,042	384	6.4%	14.3	0.4	2.8%
68 秋田市	未回答	未回答	-	8.6	0.2	1.9%
69 郡山市	2,859	87	3.0%	8.2	0.1	0.8%
70 いわき市	4,447	279	6.3%	13.2	0.3	2.3%
71 宇都宮市	5,721	327	5.7%	15.7	0.4	2.5%
72 川越市	2,762	18	0.7%	6.0	0.0	0.3%
73 船橋市	5,928	286	4.8%	18.7	0.4	1.9%
74 横須賀市	3,362	297	8.8%	9.7	0.4	3.9%
75 相模原市	7,989	438	5.5%	20.1	0.4	2.2%
76 富山市	8,017	150	1.9%	26.8	0.1	0.5%
77 金沢市	11,949	111	0.9%	32.4	0.2	0.7%
78 長野市	7,878	300	3.8%	20.8	0.2	1.2%
79 岐阜市	5,733	166	2.9%	13.1	0.1	1.0%
80 豊橋市	7,479	301	4.0%	18.4	0.2	1.0%
81 岡崎市	5,968	199	3.3%	15.3	0.2	1.0%
82 豊田市	4,963	111	2.2%	11.6	0.1	0.6%
83 高槻市	3,658	203	5.5%	10.8	0.2	1.7%
84 東大阪市	6,973	728	10.4%	14.4	0.7	4.7%
85 姫路市	8,838	144	1.6%	23.6	0.1	0.4%
86 奈良市	5,523	38	0.7%	10.3	0.0	0.3%
87 和歌山市	5,604	53	0.9%	12.6	0.0	0.4%
88 岡山市	14,809	1,013	6.8%	35.5	0.9	2.6%
89 倉敷市	8,866	218	2.5%	27.3	0.1	0.5%
90 福山市	9,832	319	3.2%	29.1	0.2	0.9%
91 下関市	4,484	177	3.9%	10.6	0.2	1.6%
92 高松市	6,794	190	2.8%	20.4	0.2	0.8%
93 松山市	5,177	275	5.3%	13.1	0.3	2.3%
94 高知市	7,299	417	5.7%	22.3	0.5	2.3%
95 長崎市	8,095	505	6.2%	19.4	0.6	3.0%
96 熊本市	未回答	未回答	-	30.3	0.7	2.5%
97 大分市	7,569	67	0.9%	15.0	0.1	0.5%
98 宮崎市	7,791	578	7.4%	19.2	0.6	3.0%
99 鹿児島市	6,132	547	8.9%	18.5	0.6	3.1%
小計	215,879	9,829	4.6%	600.0	10.8	1.8%
合計	2,312,760	85,963	3.7%	4,784.2	89.7	1.9%

注:各都道府県、指定都市、中核市の保育料は四捨五入してあるので、計と合わない場合がある